

- これまでの共同ワーキング・チームにおける構成員の議論や意見を踏まえ、議論の立場ごとに、その利点と課題について以下のとおり整理した。
- 以下の論点整理に当たっては、独立行政法人制度の前提（公共的な性格を有しているため利益の獲得を目的としない、自己収入を主たる財源とする法人であっても国から何らかの財源措置を前提に業務運営を実施している 等）を踏まえた上で検討を行うこととしてはどうか。
 - ※ 青字で記載している表現については、第6回共同ワーキング・チームを踏まえ、事務局が追加した論点である。
 - ※ フルコストの考え方は、「資料1 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点（課題と現状を踏まえたたたき台）」の「3. 収益及び費用の概念整理」における「『アウトプットを提供するために使用した資源』としてのコスト情報について」（27 ページ）の整理を参照。
 - ※ 灰色に塗られている箇所は、3案共通で対応できる事項であり、3案の比較においては検討する必要性がない事項を指す。

●各論点の利点

議論の前提 検討事項	【現行案ベース】 行政サービス実施コスト計算書のフルコスト Ver. パターン	【折衷案 A】 損益計算書の下部に段階損益区分を設けるパターン	【折衷案 B】 損益計算書のボトムが通則法第 44 条の利益になるパターン
通則法第 44 条に基づき整理される利益の表示	○ 損益計算書に通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益となる。	○ 損益計算書の下部に段階損益区分を設けることで、独立行政法人制度と整合的。	○ 損益計算書のボトムラインが通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益となる。
コストの表示	○ 損益計算書には独立行政法人が負担するコストが表示され、行政サービス実施コストには国民の負担するコスト（及びフルコスト）が表示される点で、両者の区分が明確になる。	○ 損益計算書にフルコストが表示できることから利用者にとってわかりやすい（現行案のように、コストを独立行政法人が負担するものと、国民が負担するものとに色分けしない）。	
資本金見合いで取得した償却資産に係る減価償却相当額等の表示	○ 資本金見合いで取得した償却資産に係る減価償却相当額等が損益計算書に表示されないが、貸借対照表にはその累計額が表示される。	○ 資本金見合いで取得した償却資産に係る減価償却相当額等が損益計算書に表示され、かつ、貸借対照表にその累計額が表示される。	

●各論点の課題

<p>議論の前提</p> <p>検討事項</p>	<p>【現行案ベース】 行政サービス実施コスト計算書のフルコスト Ver. パターン</p>	<p>【折衷案 A】 損益計算書の下部に段階損益区分を設けるパターン</p>	<p>【折衷案 B】 損益計算書のボトムが通則法第 44 条の利益になるパターン</p>
<p>利益の性格</p>	<p>○ 損益計算書で表される通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益の性格は、財源構造の違いに関わらず、財務面の経営努力を表す指標になると整理してよいのではないか。</p>	<p>○ 損益計算書のボトムラインが通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益とならない。 例えば損益計算書のボトムラインが経常的に赤字であるが、通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益が黒字であると、経営努力認定がなされることがあり、財務報告利用者に誤った認識を与えてしまう可能性があるのではないか。 また、当該ボトムラインの性格について別途、議論する必要があるのではないか。</p>	<p>○ 経常利益が経常的に赤字となる可能性があり、その場合の利益の性格をどのように捉えるべきなのか(損益均衡を前提とした制度設計を端的に表す表示になっていないのではないか)。</p>
<p>収益に対応しない費用(例えば資本金見合いで取得した償却資産に係る減価償却相当額)の取扱い</p>	<p>○ 損益計算書は、通則法第 44 条の損益計算を行う書類として整理している以上、収益に対応しない費用は損益計算書から除かれるため、企業会計に馴染んだ財務報告利用者にとって分かり難いものになるのではないか。</p>	<p>○ 損益計算書に、収益に対応しない費用が計上されてしまうが、これをどのように整理すべきか。</p>	
<p>コストの表示</p>	<p>○ 行政サービス実施コスト計算書にはフルコストが表れるが、損益計算書にはフルコストが表れないため、今後も類似する二つの財務諸表が併存することになる。財務報告利用者にとっては複雑でわかり難くなっている可能性があるのではないか。</p>	<p>○ 損益計算書にフルコストを表示するための経常費用の調整項目が必要なため、財務報告利用者にとって、わかり難くなっている可能性があるのではないか。</p>	<p>○ 一度、損益計算書に費用計上したものを、新たな段階損益区分で取り消す必要があることから、財務報告利用者にとってわかり難い表示になっている可能性があるのではないか。</p>
<p>勘定科目等の用語の妥当性</p>	<p>○ そもそも「損益外」という用語を使うことは適切なのか。</p>	<p>○ 新たな段階損益区分を設ける場合は、どのような名称がふさわしいか。</p>	